

# 青森県自治研修所における新型コロナウイルス感染防止対策について

## (5類感染症移行後)

当所で実施する研修については、下記のとおり感染防止対策を行いますので、御協力願います。

### 1 研修受講前

- ・熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合は、受講を控えてください。
- ・感染した場合、発症日の翌日から5日間かつ症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、受講を控えてください。

### 2 研修期間中

#### (1) 基本的な感染防止対策

##### ①マスクの着用

- ・基本的にマスクの着用は個人の判断に委ねることとします((3)に該当する場合を除く)。

##### ②手洗いなどの手指衛生

- ・こまめな手洗いを願いますとともに、各所に消毒用アルコールを配置していますので、手指消毒にご利用ください。

##### ③換気

- ・教室に二酸化炭素濃度計を設置し、効果的な換気を行います。

##### ④人と人との距離の確保

- ・混雑を避けるため、適宜時差給食を行います。
- ・宿泊室は1人1部屋を基本とします。(※ただし、宿泊希望者の状況により2人1部屋とする場合もあります。)

#### (2) 体調の管理

- ・玄関及び教室前にフェイスサーモメーターを設置していますので、体調管理にご利用ください。
- ・体調が悪い場合には、事務局までお知らせいただくとともに、事務局の指示に従ってください。

#### (3) 感染者等のマスク着用

- ・研修受講前に感染し、発症日の翌日から5日間かつ症状が軽快して24時間程度が経過し受講可能となった場合、発症日の翌日から10日間は不織布マスクの着用をお願いします。
- ・同居家族が感染(疑いを含む。)した場合、家族の発症日の翌日から5日間は不織布マスクの着用をお願いします。

#### (4) 施設利用

- ・所内での飲食を伴う懇親会は、食堂のみで可能としますが、大声での会話は自粛するとともに、十分な換気を行ってください。